

車両系木材伐出機械等の特別教育について

1. 特別教育の内容及び時間

(1) 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 (12時間 学科：6時間 実技：6時間)

①学科

*は科目の省略が可能

科目	範囲	時間	特別教育等修了者の学科講習の免除					
			走行集材機械の運転	簡易架線集材装置等の運転	車両系建設機械等	伐木等機械実務経験6ヶ月以上	厚生労働省実施講習会	
伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	1時間						*
伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間	*	*				*
伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	2時間						*
伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学電気に関する基礎知識	1時間	*	*				*
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間						
合計		6時間	4時間	4時間	6時間	6時間	1時間	

②実技

*は科目の省略が可能

科目	範囲	時間	特別教育等修了者の実技講習の免除				
			走行集材機械の運転	簡易架線集材装置等の運転	車両系建設機械等	伐木等機械実務経験6ヶ月以上	厚生労働省実施講習会
伐木等機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	2時間	*		*	*	*
伐木等機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による伐木、造材及び原木の集積	4時間				*	*
合計		6時間	4時間	6時間	4時間	—	—

(2) 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 (12時間 学科：6時間 実技：6時間)

①学科

*は科目の省略が可能

科目	範囲	時間	特別教育等修了者の学科講習の免除					
			伐木等機械の運転	林内作業車(安全教育)	簡易架線集材装置等の運転	車両系建設機械等	走行集材機械実務経験6ヶ月以上	厚生労働省実施講習会
走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	1時間		*				*
走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間	*	*	*			*
走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	2時間		*				*
走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	走行集材機械の運転に必要な力学電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱いの方法	1時間		*	*			*
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間						
合計		6時間	5時間	1時間	4時間	6時間	6時間	1時間

②実技

*は科目の省略が可能

科目	範囲	時間	特別教育等修了者の実技講習の免除					
			伐木等機械の運転	林内作業車安全教育	簡易架線集材装置等の運転	車両系建設機械等	走行集材機械実務経験6ヶ月以上	厚生労働省実施講習会
走行集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	3時間				*	*	*
走行集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間					*	*
合計		6時間	6時間	6時間	6時間	3時間	—	—

(3) 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 (14時間 学科:6時間 実技:8時間)

①学科

*は科目の省略が可能

科 目	範 囲	時 間	特 別 教 育 等 修 了 者 の 学 科 講 習 の 免 除						
			伐木等機 械の運転 業務に係 る特別教 育修了者	走行集 材機 械 運転	機械集材装 置運転業務 (特別教育)	車両系建設機 械等	簡易架線集 材装置等の 運転実務経 験 6 ヶ月以 上	厚生労働省実 施講習会	林内作業車 (安全教育) (参考)
簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	簡易架線集材装置の集材機の種類及び用途 架線集材機械の種類及び用途	1時間						*	
架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間	*	*				*	
簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法 簡易架線集材装置の索張りの方法	2時間			*			*	
簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	1時間						*	
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間							
合 計		6時間	5時間	5時間	4時間	6時間	6時間	1時間	6時間

②実技

*は科目の省略が可能

科 目	範 囲	時 間	特 別 教 育 等 修 了 者 の 実 技 講 習 の 免 除						
			伐木等機 械の運転 業務に係 る特別教 育修了者	走行集 材機 械 の運転 業務に係 る特別教 育修了者	機械集材装 置運転の業 務に係る特 別教育修了 者	車両系建設 機械運転技 能講習、小型 車両系建設 機械の特別 教育、不整地 運搬者の特 別教育の修 了者等	簡易架線集 材装置等の 運転実務経 験 6 ヶ月以 上	厚生労働省実 施講習会	林内作業車 (安全教育) (参考)
架線集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	1時間	*	*		*	*	*	
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間					*	*	
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4時間			*		*		
合 計		8時間	7時間	7時間	4時間	7時間	—	4時間	8時間